|  |
| --- |
| 羽生市中小事業者活力支援事業補助金 |
| 申請要領 |

|  |
| --- |
| 令和３年７月  羽生市役所商工課 |

１　事業の目的

　緊急事態宣言の再発令により、売上が落ち込んだ市内中小企業・小規模事業者（個人事業主を含む）に対して、市独自の補助金を交付することで、市内経済の下振れ抑制、事業継続を図るものです。

２　補助対象

　以下の要件全てに該当する方が対象になります。

　（１）　市税の滞納がないこと

　（２）　市内に**主たる事業所**がある中小企業者、個人事業主

　（３）　**令和３年１月から３月までのいずれかの月**（「対象月」という。以下同じ。）の売上高が前年同月比で１５%以上減少している事業所

　（４）　埼玉県による営業時間短縮の要請対象となる事業所でないこと

（５）　性風俗特殊営業を営む事業者に該当しないこと

（６）　羽生市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者に該当していないこと

３　補助額

　補助金　一律１０万円

　※補助金の交付は、１事業所１回のみです。

　※補助金につきましては、予算の上限に達した段階で募集を締め切ります。あらかじめご了承ください。

４　補助金の申請方法

　補助金の交付を希望する事業者は、次の書類を作成し、必要書類を揃えて申請期間内に郵送又は持参により羽生市商工課に提出してください。

　（１）　必要書類

　　　①　羽生市中小事業者活力支援事業支援金交付申請書兼請求書

（様式第１号）

　　　②　対象となる期間の売上減少がわかる書類の写し

　　　　　具体例は、以下のとおりになります。

・対象月の売上高がわかる売上台帳等

　　　　　　　（経理ソフトから抽出したデータ、エクセル作成データ、手書きの売上帳のコピー等）

・対象月の前年同月の売上高がわかる書類

【法人の場合】

・対象月の属する事業年度の直前の法人事業概況説明書の控え

【個人事業主の場合】

・（青色申告の方）前年度所得税青色申告決算書の控え

　　　　　　　・（白色申告の方）前年度住民税申告書の控え

　　　③　納税証明書（所定の様式を用いてください。市役所市民生活課で受付。）

　　　④　振込先口座の通帳（表紙＋表紙をめくったページ部分）の写し

　　※書類に不備がある場合、訂正・再提出を求めることがあります。

　（２）　申請期間

　　令和３年７月１日（木）～令和３年９月３０日（木）

※当日消印有効

５　補助金の交付決定

　申請書類の審査の結果、補助金を交付する旨の決定をしたときは、羽生市中小事業者活力支援事業支援金交付決定通知書（様式第２号）を送付します。

　※申請書類の審査の結果、申請内容が適正と認められないときは、申請を却下することがあります。

６　補助金の振込

　交付決定通知書が送付された後、市から通知書に記載された額の補助金を振込みます。振込につきましては、交付決定通知書送付後、２～３週間を目安に振込を予定しています。

　　※申請書類の審査によって、振込時期が前後することがございます。

７　補助金の申請についての宛先

　〒３４８－００５８　羽生市中央３－７－５

　羽生市役所　商工課　宛

　　※封筒には「羽生市中小事業者活力支援事業支援金関係書類在中」と記入してください。

８　関係書類について

　申請書等の提出書類につきましては、市ホームページからダウンロードできるほか、商工課（市民プラザ）、市役所で配布します。

９　問合せ先

　羽生市役所　商工課

　電話０４８－５６０－３１１１（直通）

MAIL　[shoukou@city.hanyu.lg.jp](mailto:shoukou@city.hanyu.lg.jp)

　問合せ時間　平日午前８時３０分～午後５時１５分

　（土日祝日の問合せは、翌平日に回答いたします。）

１０　主な質疑応答（令和３年７月１日時点）

Q　同一申請者で業種の異なる複数の事業を営んでいる場合、売上高や従業員数は合算して記載になりますか。

A　合算しての記載になります。なお法人が異なる場合は、同一経営者でも別々に申請ができます。

Ｑ　売上減少の対象となる令和３年１月から３月については、任意で選択してよいのですか。

Ａ　売上高等が前年同月比で１５％以上減少している任意の月を選択していただいて問題ありません。

Ｑ　売上減少の対象となる令和３年１月から３月については、１５％以上減少の月がない場合でも、対象となりますか。

Ａ　申し訳ありません。羽生市の補助金の対象外となります。

Q　対象となる事業所について教えてください。

Ａ　・中小企業信用保険法第２条に規定する中小企業者

　　・個人事業主

　　・社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、

公益社団・財団法人又は組合

　　詳しくは、「別紙１　中小企業信用保険法第２条に定める中小企業者」をご覧ください。

Ｑ　対象とならない事業所について詳しく教えてください。

Ａ　学校法人、宗教法人、農事組合法人、農業法人、有限責任事業組合

　　詳しくは、「別紙２　申請対象外となる業種一覧」をご覧ください。

Ｑ　申請に係る費用は自己負担ですか。

Ａ　切手代、送料、コピー代等の、申請手続きに関する費用は自己負担となります。ご了承ください。また、審査の結果、交付できない場合につきましても、自己負担分の返金はございません。

Ｑ　申請してから振り込まれるまでの期間はどのくらいですか。

Ａ　申請受付後、申請書類の審査を行います。審査は受付後速やかに行い、交付決定通知書を送付後、概ね２～３週間で指定の口座に振り込まれます。申請書類に不備がある場合や、再提出を求めた場合は、書類が整った段階で受付を行います。

Q　申請を受付した、審査中であるといった途中の段階が分かる手段はありますか。

A　受付状況の分かる手段については、システムを構築していないので、ございません。ご不便をお掛け致します。

　　目安として、申請書到着後の審査において書類に不備がなければ、申請書が到着して１週間から１０日ほどで、交付決定通知書を郵送します。

Q　今回の補助金は、課税対象になりますか。

A　税法上、益金（個人事業主の場合、総収入金額）に算入されます。

Q　市内に複数の事業所がある場合の補助金はどうなりますか。

A　主たる事業所での申請となるため、補助金は１回限りの申請となります。

Q　令和2年度に実施された「事業継続・家賃支援補助金」との違いについて教えてください。

A　以下のとおりになります。

　①　「新しい生活様式」についての取組は不要。

　②　売上減少については、５０%以上を除外していたが、今回は対象に含まれる。

　③　家賃支援については、対象外となる。

　④　対象となる事業所は「市内に主たる事業所」がある事業所。

　⑤　市税の滞納者については、今回は対象外となる。

別紙１　中小企業信用保険法第２条に定める中小企業者について

常時使用する従業員数または資本金の**いずれか一方**が下表に該当していれば対象となります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **業種** | **資本金** | **従業員数** |
| 製造業等※１ | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 医療法人等※２ | ― | 300人以下 |

※１【製造業の対象業種事例】

建設業（測量業、地質調査業、水路測量業を含む）、不動産業（建売業、不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産代理業・仲介業、不動産管理業）、運送業、倉庫業、印刷業、出版業、ガス供給業、保険媒介代理業（生命保険、損害保険等）、土石採取業、木材伐採業、鉱業

※２　医療法人等とは医療法人、及び医業を主たる事業とする社会福祉法人、財団法人又は社団法人等をいいます。

下記の業種については規模要件が異なりますのでご注意ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **業種** | **資本金** | **従業員数** |
| ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く） | ３億円以下 | 900人以下 |
| ソフトウエア業、情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 旅行業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 宿泊業（旅館業を除く）、娯楽業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 旅館業 | 5,000万円以下 | 200人以下 |

(注)家族従業員、臨時の使用人、会社役員は従業員には含みません。ただし、パート・アルバイト等名目は臨時雇いであっても、事業の経営上不可欠な人員は従業員に含みます。また、NPO法人の場合、雇用関係のないボランティアは従業員に含みません。

別紙２　申請対象外となる業種一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 対象外業種 | 摘要 |
| 農業 | 次の業種を除く。  ・家畜貸付業　・園芸サービス業　・蹄鉄修理業  以下の業種は、製造加工設備を有するものに限り対象となる。  ・荒茶、仕上茶の製造業　・もやし栽培農業　・蚕種製造業　・蚕種製造請負業　・菌床栽培方式きのこ生産業  ・苗床栽培方式のかいわれ大根製造業　・人工ふ卵設備を有する鶏卵ふ化業及びふ卵業 |
| 林業 | 次の業種を除く。  ・素材生産業及び素材生産サービス業  以下の業種は製造加工設備を有するものに限り対象となる。  ・製薪炭業　・薪請負製造業　・炭焼請負業及び炭賃焼業 |
| 狩猟業 | 全　業　種 |
| 漁業 | 全　業　種 |
| 水産養殖業 | 加工まで一貫して行う真珠養殖業を除く。 |
| 金融業、保険業 | 保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。 |
| 卸売業、小売業（飲食業を除く。）、浴場業、娯楽業、物品賃貸業、宿泊業及びインターネット附随サービス業等のうち右に該当するもの | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律  （以下「風営法」という。）第2条第5項に規定する  性風俗関連特殊営業 |
| 飲食業のうち右に該当するもの | 風営法第3条第1項の風俗営業の許可を受けているもののうち、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの。 |
| サービス業のうち右に該当するもの | 取立業（公共料金又はこれに準ずるものの集金・取立業を除く。） |
| 学校 | 学校法人が経営するもの。 |
| 宗教、政治・経済・文化団体その他の  非営利事業及び団体（NPO 法人を除く。）、LLP（有限責任事業組合） |  |